

三種町地域防災計画

三種町防災会議

三種町地域防災計画

令和8年3月修正

三種町防災会議

目次

第1編 総則.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画の対象となる災害.....	3
第4節 計画の推進.....	3
第5節 計画の修正.....	4
第6節 防災に関する組織及び実施責任.....	4
第7節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	6
第8節 活動体制計画.....	13
第9節 職員の動員・派遣計画.....	26
第10節 三種町の概況.....	32
第11節 町の社会的、経済的状況.....	34
第12節 災害想定.....	36
第2編 一般災害対策.....	39
第1章 災害予防計画.....	39
第1節 防災知識の普及計画.....	39
第2節 自主防災組織等の育成計画.....	46
第3節 防災訓練計画.....	49
第4節 災害情報の収集・伝達計画.....	54
第5節 避難計画.....	58
第6節 広域防災拠点整備計画.....	68
第7節 備蓄計画.....	71
第8節 通信・放送施設災害予防計画.....	74
第9節 水害予防計画.....	84
第10節 海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画.....	90
第11節 火災予防計画.....	91
第12節 危険物施設等災害予防計画.....	94
第13節 建築物災害予防計画.....	96
第14節 土砂災害予防計画.....	98
第15節 公共施設災害予防計画.....	106
第16節 風害予防計画.....	111
第17節 雪害予防計画.....	113
第18節 農林漁業災害予防計画.....	122
第19節 危険物等大量流出災害予防計画.....	127
第20節 文化財災害予防計画.....	128

第 21 節 特殊災害予防計画	130
第 22 節 廃棄物処理計画	135
第 23 節 医療救護計画	136
第 24 節 避難行動要支援者支援計画	144
第 25 節 災害ボランティア活動支援計画	149
第 26 節 企業防災促進計画	152
第 27 節 大規模停電対策計画	155
第 28 節 緊急輸送の環境整備計画	157
第 2 章 災害応急対策計画	159
第 1 節 自衛隊への災害派遣要請計画	159
第 2 節 広域応援計画	166
第 3 節 予報、警報等の発表・伝達計画	177
第 4 節 災害情報の収集・伝達計画	184
第 5 節 孤立地区対策計画	196
第 6 節 通信運用計画	198
第 7 節 広報計画	200
第 8 節 避難計画	202
第 9 節 消防・救助活動計画	217
第 10 節 消防防災ヘリコプター活動計画	220
第 11 節 水防活動計画	224
第 12 節 災害警備計画	228
第 13 節 緊急輸送計画	230
第 14 節 救援物資の調達・輸送・供給計画	236
第 15 節 給食・給水計画	241
第 16 節 優先給油計画	243
第 17 節 医療救護計画	244
第 18 節 災害ボランティア活動支援計画	251
第 19 節 公共施設等の応急対策計画	253
第 20 節 危険物施設等応急対策計画	258
第 21 節 危険物等運搬車両事故対策計画	262
第 22 節 防疫、保健衛生計画	264
第 23 節 動物管理計画	267
第 24 節 廃棄物処理計画	268
第 25 節 遺体処理・埋火葬計画	271
第 26 節 文教対策計画	275
第 27 節 住宅応急対策計画	278
第 28 節 海上災害応急対策計画	282
第 29 節 危険物等の大量流出に関する防除対策計画	283

第 30 節 原子力施設災害対策計画.....	286
第 31 節 災害救助法適用計画	287
第 3 編 地震災害対策	294
第 1 章 地震被害想定等	294
第 1 節 地震防災の基本方針	294
第 2 節 地震に関する知識.....	295
第 3 節 秋田県の活断層.....	305
第 4 節 積雪期の地震	308
第 5 節 地震・震度観測体制	311
第 6 節 地震・津波等に関する調査研究.....	314
第 7 節 地震被害想定調査.....	315
第 2 章 災害予防計画	328
第 1 節 計画的な地震防災対策の推進.....	328
第 2 節 災害情報の収集・伝達計画.....	329
第 3 節 火災予防計画	332
第 4 節 建築物災害予防計画	334
第 5 節 公共施設災害予防計画	337
第 6 節 農業災害予防計画.....	344
第 7 節 緊急輸送道路ネットワークに関する計画.....	345
第 8 節 積雪期の地震災害予防計画.....	346
第 9 節 行政機能の維持・確保計画.....	350
第 3 章 災害応急対策計画.....	351
第 1 節 地震・津波情報の伝達計画.....	351
第 2 節 ライフライン施設応急対策計画.....	353
第 3 節 被災建築物等の応急危険度判定及び応急仮設住宅等の建設	362
第 4 節 二次災害・複合災害防止対策.....	365
第 4 編 津波災害対策	368
第 1 章 津波被害想定等	368
第 1 節 津波防災の基本方針	368
第 2 節 津波に関する知識.....	369
第 3 節 津波観測体制	371
第 4 節 県独自津波浸水想定	374
第 5 節 法に基づく津波浸水想定	379
第 2 章 災害予防計画	387
第 1 節 防災知識等普及計画	387
第 2 節 津波監視体制、伝達計画	389
第 3 節 避難体制整備計画	392
第 4 節 津波防御施設等の整備計画.....	394

第3章 災害応急対策計画.....	397
第1節 情報伝達計画	397
第2節 津波活動体制計画.....	407
第3節 動員計画	408
第4節 津波避難活動	409
第5編 災害復旧計画	410
第1節 公共施設災害復旧計画	410
第2節 農林漁業経営安定計画	415
第3節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画.....	418
第4節 被災者の生活支援計画	419
第5節 義援金の受入及び配分に関する計画	437
第6節 財政負担に関する計画	439
第7節 激甚災害の指定に関する計画.....	441
災害記録	443

第1編 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、三種町防災会議が作成する計画であって、町の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者などの防災関係機関及び住民が行うべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民が持つ全機能を有効に発揮して、三種町の地域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの、防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成していけるものである。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。

第2節 計画の性格

第1 計画の性格

1 この計画は、国の防災基本計画に基づき、町の地域における防災対策に関して、総合的かつ基本的性格を有するものである。従って、他の計画等で定める防災に関する部分は、この計画と矛盾し又は抵触するものであってはならない。

また、県の地域防災計画に抵触するものであってはならず、その運用にあたっては、両者が有機的な関連をもとに運用されるよう留意されなければならない。

2 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、実施細目等については、関係機関において別途定めるものとする。

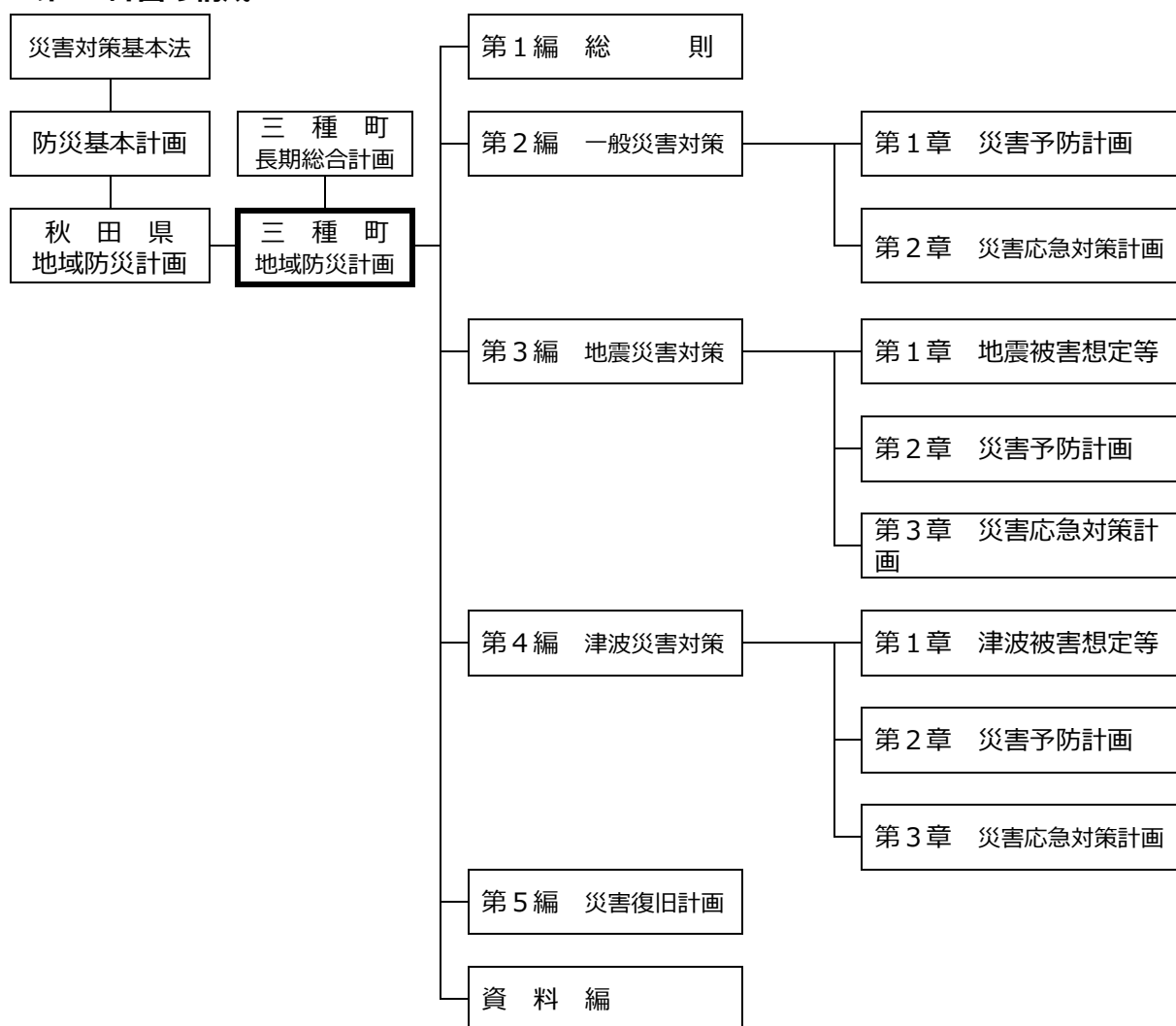
3 この計画の国土強靱化に関する部分は、「三種町みらい創造プラン」を指針とするものである。

4 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

災害対策基本法	災害対策の基礎的施策を定めた法律	昭和36年法律第223号
災害救助法	被災者に対する応急の一時的な救助を定めた法律で知事が行い町長はこれを補助する。	昭和22年法律第118号
激甚災害法	激甚災害に対処するための財政支援等に関する法律	昭和37年法律第150号
県	秋田県	
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関	災害対策基本法第2条第4号から第6号の規定によるそれぞれの機関	

第2 計画の構成



第3節 計画の対象となる災害

この計画は、次の災害対策について定めたものである。

自然災害	暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象
事故災害	大規模火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量流出、海上災害、陸上交通災害（鉄道・自動車事故等）、産業災害その他の大規模な人為的な事故

第4節 計画の推進

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、国土強靱化の観点も踏まえながら、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定することにより、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

町、県及び防災関係機関等は、平時から災害に対する予防対策として、災害による人的・経済的被害を軽減するための備えを一層充実させるため、主要交通や通信機能の強化、市街地開発事業などにより、また、町は、立地適正化計画において誘導区域にハザードエリアが残存する場合は、防災・減災対策等に係る防災指針を位置付けることで、災害に強いまちづくりの形成を図る。併せて、県及び町は、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」や「グリーンインフラ」の取組を推進する。加えて、県、町及び防災関係機関等は、住宅、教育・医療等の公共施設構造物・施設、ライフライン機能の安全性確保を図るとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や、過去の災害対応の教訓の共有を図るなどした計画的かつ継続的な研修を実施する。ほか、大規模地震後の水害などの複合災害を念頭に置いた事前防災の取組を推進する。さらに、災害時の応急・復旧対策を適切に運用するため、実効性の確保に留意した、関係機関相互の連携協力体制の整備に努めるとともに、被災者支援対策として、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要配慮者（以下、「要配慮者」という。）や女性、並びに男女共同参画の視点から捉えた避難所の運営など、多くの住民が参加できるこれら諸対策に関する実践的な防災訓練の実施と防災思想の普及・啓発に努める。また、速やかな応急・復旧対策のため、委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者や建設業団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

併せて、町及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動など、住民主体の取組を支援・強化することによ

り、社会全体としての防災意識の向上を図る。

また、男女双方の視点や、高齢者、障害者などに配慮した防災を進めるため、秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例（以下「多様性条例」という。）における基本理念を踏まえつつ、防災会議委員への任命など防災に関する政策・方針決定過程及び現場における多様な視点からの対応を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努める。加えて、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえた感染症対策や防災対策と、効果的・効率的な防災対策を行うための災害対応業務のデジタル化の推進に努めるものとする。

さらに、町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地や備蓄倉庫の整備など、加えて、町は、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消など、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第5節 計画の修正

三種町地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、国・県の防災基本計画及び県地域防災計画との整合性、町の情勢等を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第6節 防災に関する組織及び実施責任

第1 三種町防災会議

災害対策基本法第16条第6項及び三種町防災会議条例（平成18年3月20日条例第16号）に基づいて設置された機関であり、三種町に係る防災に関する基本方針及び計画を作成、その実施を推進するとともに災害情報を収集し、防災関係各機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。

1 構成

会 長	委 員
三種町長	1 秋田県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 2 秋田県警察の警察官のうちから町長が任命する者 3 町長がその部内の職員のうちから指名する者 4 教育長 5 能代山本広域市町村圏組合消防本部消防長 6 消防団長 7 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者 8 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 9 その他特に必要と認め、町長が任命する者

専門委員 (1) 専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

(2) 専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、町の職員、関係指定公共機関関係の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

部 会 (1) その定めるところにより部会を置くことができる。

(2) 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

2 所掌事務

- (1) 三種町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。(災害対策基本法第42条第1項)
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 地域防災計画に毎年検討を加え、必要がある時は修正すること。(災害対策基本法第42条第1項)
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 地域防災計画の作成または修正について県知事に報告すること。(災害対策基本法第42条第4項)
- (6) 地域防災計画の作成または修正について要旨を公表すること。(災害対策基本法第42条第5項)
- (7) 地域防災計画の実施を推進するため必要があると認められるとき、町長その他の執行機関及び町の区域内の公共団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、要請、勧告または指示すること(災害対策基本法第45条第1項)
- (8) 地域防災計画の実施状況について、町長その他の執行機関及び町の区域内の公共団体並びに防災上重要な施設の管理者に対し、報告または資料の提出を求めること。(災害

対策基本法第45条第2項)

3 防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催日時、開催場所及び議事を示し委員に通知して行う。

資料編1-1-6-1「三種町防災会議条例」

資料編1-1-6-2「三種町災害対策本部条例」

第2 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関の協力を得て、町の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施する。

町長は、この責務を遂行するため、消防機関等の組織の整備並びに町の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、町の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の地方行政機関と相互に協力して、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言をする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び住民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、県、市町村その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

地域内の住民は、それぞれの立場で実施できる防災活動を行うよう努めるものとする。

第7節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 町

- 1 三種町防災会議及び三種町災害対策本部に関すること
- 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること
- 3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること

- 4 防災に関する知識の普及、教育、訓練、自主防災組織等の結成、育成・指導及び強化に関すること
- 5 県その他の防災関係機関との連絡調整及び協力に関すること
- 6 災害救助法の適用時において、知事から委任された救助事務又は知事の補助者としての当該事務の実施に関すること
- 7 その他地域防災の推進に関すること

第2 三種消防署

- 1 消防力等の整備に関すること
- 2 防災のための調査に関すること
- 3 防災教育及び防災訓練に関すること
- 4 災害時の避難、救助及び救急に関すること
- 5 情報系統の統制及び応急協力体制の確立等災害対策に必要な事項に関すること

第3 秋田県（県の地方機関）

機関の名称	事務または業務の大綱
秋田県 山本地域振興局 総務企画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域災害対策部の庶務に関すること（災害対策部設置時） 2 県災害対策本部との連絡調整に関すること 3 町との連絡調整に関すること 4 要望及び陳情に関すること 5 災害広報に関すること 6 庁舎・公舎等の被害調査及び応急対策に関すること 7 救助物資、見舞金等の受付・保管に関すること 8 管内地方機関との連絡調整に関すること 9 災害時緊急通行車両証明書の発行に関すること 10 県税の徴収猶予及び減免に関すること（総合県税事務所山本支所に取次ぎ） 11 その他の部所に属しない事項に関すること
秋田県 山本地域振興局 福祉環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療・社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関すること 2 要配慮世帯の被災者援護に関すること 3 医療・社会福祉施設の災害復旧に関すること 4 医療・救護に関すること 5 防疫・清掃に関すること 6 環境衛生関係施設の被害調査に関すること
秋田県 山本地域振興局 農林部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林漁業関係施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 災害防止及び災害応急復旧に関すること
秋田県 山本地域振興局 建設部	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木関係施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 災害防止及び災害応急復旧に関すること

機関の名称	事務または業務の大綱
能代港湾事務所	1 港湾関係施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 災害防止及び災害応急復旧に関すること
秋田県北教育事務所 山本出張所	1 教育庁所管に係る県有財産の被害調査及び応急対策に関すること 2 町教育委員会との連絡調整に関すること 3 児童、生徒、教職員の安全指導に関すること
能代警察署	1 災害情報の収集に関すること 2 交通情報の収集と交通規制に関すること 3 警察通信の確保と通信統制に関すること 4 被災者の救出、負傷者の救護に関すること 5 犯罪の予防・取締に関すること 6 死体の検視及び身元不明死体の身元確認に関すること
その他地方機関	1 応援・協力に関すること

第4 指定地方合行政機関

機関の名称	事務または業務の大綱
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保に関すること 2 災害時における重要通信体制の確保のため、非常通信体制の整備に関すること 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること
秋田労働局 (能代労働基準監督署)	1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること 2 被災者に対する職業あっせんに関すること
東北農政局 (秋田県拠点)	1 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導及び助成に関すること 2 農業災害に係る資金融資に関すること 3 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること
東北森林管理局 (米代西部森林管理署)	1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること 2 国有林野内の林野火災の防止に関すること 3 国有林林道その他施設の整備保全に関すること 4 災害時における応急復旧用材の供給に関すること
東北地方整備局 (能代河川国道事務所)	1 国の直轄土木施設の災害防止並びに応急対策、災害復旧対策に関すること 2 災害発生が予測される時や災害発生時における、事務所が保有する気象観測情報の提供に関すること
仙台管区气象台 (秋田地方气象台)	1 気象・地象・水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象業務に必要な観測体制の充実、予報・通信等の施設及び設備の整備に関すること 3 気象、地象、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台

機関の名称	事務または業務の大綱
	<p>風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達と、これらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること</p> <p>4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること</p> <p>5 町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての、技術的な支援・協力に関すること</p> <p>6 災害の発生が予測される時や、災害発生時において、県及び町に対する気象状況の推移やその予想の解説等の提供に関すること</p> <p>7 県及び町、その他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること</p>
第二管区海上保安本部 (秋田海上保安部)	<p>1 海上における災害警備、海難救助対策に関すること</p> <p>2 船舶交通の安全確保に関すること</p> <p>3 海上における災害予防及び災害応急対策に関すること</p>

第5 自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊第2 1 普通科連隊 航空自衛隊秋田救難隊 航空自衛隊第3 3 警戒隊	<p>1 災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活動に関すること</p>

第6 指定公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 (本部北海道東北ブロック事務所)	<p>1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること</p> <p>2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること</p> <p>3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること</p> <p>4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関すること</p>
日本銀行（秋田支店）	<p>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること</p> <p>2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること</p> <p>3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること</p> <p>4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること</p> <p>5 各種措置に関する広報に関すること</p>
日本赤十字社（秋田県支部）	<p>1 災害時における医療、助産その他の救助対策に関すること</p> <p>2 災害援助等に必要な協力、奉仕者の動員に関すること</p>

機関の名称	事務または業務の大綱
	3 義援金品の受付、配分に関する事
日本放送協会（秋田放送局）	1 気象予報、災害情報等の報道に関する事 2 防災知識の普及に関する事 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関する事
東日本旅客鉄道株式会社 （秋田支社東能代駅）	1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事 2 災害時における救援物資及び人員の緊急輸送に関する事
NTT 東日本株式会社 （秋田支店） 株式会社NTTドコモ（東北支社秋田支店） NTTドコモビジネス株式会社 KDDI株式会社（東北総支社） ソフトバンク株式会社（仙台事業所）	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事 2 災害時における非常電話の適用に関する事 3 気象警報の伝達に関する事
日本郵便株式会社 （町内各郵便局）	1 災害時における郵便業務の確保に関する事
日本通運株式会社（秋田支店） 佐川急便株式会社 （東北北支店秋田営業所） ヤマト運輸株式会社 （秋田主管支店） 福山通運株式会社 西濃運輸株式会社	1 災害時における救援物資等の輸送に関する事
東北電力株式会社 （秋田支店） 東北電力ネットワーク株式会社 （秋田支社）	1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関する事 2 災害時における電力供給の確保に関する事
イオン株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート	1 災害時における物資の調達及び供給確保に関する事

第7 指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
土地改良区	1 溜池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関する事 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関する事
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社 株式会社エフエム秋田	1 気象予報、災害情報等の報道に関する事 2 防災知識の普及に関する事 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関する事

機関の名称	事務または業務の大綱
一般社団法人秋田県LPGガス協会 秋田県LPG保安協会 (能代山本支部)	1 ガス供給施設の防災に関すること 2 被災地に対する燃料供給の確保に関すること 3 ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること
秋北バス株式会社 (能代営業所)	1 被災地の人員輸送の確保に関すること 2 災害時の応急輸送対策に関すること 3 緊急支援物資の輸送に関すること
能代市山本郡医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること
一般社団法人秋田県 建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策への協力に関するこ と

第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務または業務の大綱
報道機関	1 住民に対する防災知識の普及に関すること 2 災害情報等の報道に関すること
病院等	1 災害時における収容者の保護対策に関すること 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関すること 3 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
秋田やまもと農業協同組合 三種町八竜漁業協同組合	1 県、町が行う農林漁業関係の被害調査の協力に関すること 2 農林水産物に係る災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農林漁業に対する融資斡旋に関すること 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること 5 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関すること
社会福祉施設	1 災害時における入所者の保護対策に関すること 2 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
三種町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の援護に関すること 2 災害ボランティアに関すること
文化財管理者	1 文化財の防災及び避難対策に関すること
三種町商工会	1 県、町が行う商工業関係の被害調査の協力に関すること 2 被災商工業者に対する融資斡旋に関すること 3 災害時における物価安定対策に関すること 4 救助用物資、復旧資機材の調達斡旋に関すること
金融機関	1 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対 策に関すること
学校	1 避難用設備の整備と児童生徒の避難訓練に関すること 2 教育施設の防災管理及び災害復旧に関すること 3 被災時における応急教育対策に関すること 4 被災者の避難の受入体制に関すること

機関の名称	事務または業務の大綱
公民館、児童館、改善センター、地域福祉センター、保健センター等	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難用設備の整備と避難訓練に関する事 2 図書、各種史資料等の防災並びに搬出対策に関する事 3 各社会教育施設の防災管理及び災害復旧に関する事
危険物取扱所	<ol style="list-style-type: none"> 1 石油類等危険物の防災管理に関する事 2 災害時における燃料等の供給に関する事 3 町災害対策本部に対する技術員等の協力派遣に関する事
会社、工場、ホテル、事業所等	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛防護に関する事 2 災害の応急及び復旧資材の調達に関する事 3 町災害対策本部に対する消防隊及び技術員等の協力派遣に関する事

第3 三種町災害対策本部等の設置基準

【第3配置】

名称	三種町災害対策本部 (災害対策基本法第23条の2に基づくもの)		
設置権者	町長		
設置基準	【自動設置】 1 町内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合 2 町沿岸に大津波警報が発表された場合 3 町内に大雨、暴風、高潮、暴風雪及び大雪に関する特別警報が発表された場合 4 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した場合 【自動設置以外】 1 住民の生命・身体及び財産に莫大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、町長が必要と認めた場合		
主要業務	1 災害情報の収集、資料の作成 2 指示事項の伝達 3 防災会議との連絡 4 関係機関との連絡調整 5 災害の予防及び災害応急対策の実施 6 警報等の受理伝達 7 住民に対する広報		
本部構成員	本部長	町長	
	副本部長	副町長、消防団長	
	本部付	教育長、消防副団長	
	本部員	全所属長	
本部会議	開催時期	[地震災害] 地震の発生又は大津波警報の発表後速やかに開催し、以降必要に応じて開催 [地震以外の災害] 必要に応じて開催	
	出席者	本部長、副本部長、本部付、災害対策本部員、本部統括班 ※オブザーバーとして必要な職員の出席を求めることができる ・関係する職員	
設置場所	本庁 第1会議室		
電話・FAX	一般公衆	TEL 0185-85-2111 (代表)	FAX 0185-85-2178
		TEL 0185-85-4823 (町民生活課)	

【第2配置】

名称	三種町災害対策連絡部		
設置権者	副町長		
設置基準	<p>【自動設置】</p> <p>1 町内で震度5弱又は5強を観測する地震が発生した場合</p> <p>2 町沿岸に津波警報が発表された場合</p> <p>【自動設置以外】</p> <p>1 相当規模の災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、副町長が必要と認めた場合</p>		
主要業務	<p>1 災害情報の収集、資料の作成</p> <p>2 指示事項の伝達</p> <p>3 防災会議との連絡</p> <p>4 関係機関との連絡調整</p> <p>5 災害の予防及び災害応急対策の実施</p> <p>6 警報等の受理伝達</p> <p>7 住民に対する広報</p>		
連絡部構成員	部長	副町長	
	部員	副町長が指名する課長等の職員 総務課長、健康推進課長、福祉課長、農林課長、建設課長、企画政策課長、上下水道課長、教育次長、町民生活課長、各支所長、本部統括班	
連絡部会議	開催時期	<p>[地震災害] 地震の発生又は津波警報の発表後速やかに開催し、以後必要に応じて開催</p> <p>[地震以外の災害] 必要に応じて開催</p>	
	出席者	災害連絡部構成員 ※オブザーバーとして必要な職員の出席を求めることができる	
設置場所	町民生活課内		
電話・FAX	一般公衆	TEL 0185-85-2111 (代表) TEL 0185-85-4823 (町民生活課)	FAX 0185-85-2178

【第1配置】

名称	三種町災害対策警戒部		
設置権者	副町長		
設置基準	<p>【自動設置】</p> <p>1 町内で震度4を観測する地震が発生した場合</p> <p>2 町沿岸に津波注意報が発表された場合</p> <p>3 町内に土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>【自動設置以外】</p> <p>1 大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表された場合などにおいて被害発生のおそれがあり防災対策上、副町長が必要と認めた場合</p>		
主要業務	<p>1 災害情報の収集、資料の作成</p> <p>2 指示事項の伝達</p> <p>3 防災会議との連絡</p> <p>4 関係機関との連絡調整</p> <p>5 災害の予防及び災害応急対策の実施</p> <p>6 警報等の受理伝達</p> <p>7 住民に対する広報</p>		
警戒部構成員	部長	副町長	
	部員	副町長が指名する課長等の職員 総務課長、健康推進課長、福祉課長、農林課長、建設課長、企画政策課長、上下水道課長、教育次長、町民生活課長、各支所長、本部統括班	
警戒部会議	開催時期	<p>[地震災害] 地震の発生又は津波注意報及び土砂災害警戒情報の発表後速やかに開催し、以後必要に応じて開催</p> <p>[地震以外の災害] 必要に応じて開催</p>	
	出席者	<p>災害警戒部構成員</p> <p>※オブサーバーとして必要な職員の出席を求めることができる</p>	
設置場所	町民生活課内		
電話・FAX	一般公衆	TEL 0185-85-2111（代表） TEL 0185-85-4823（町民生活課）	FAX 0185-85-2178

第4 災害対策本部等の職務代行

1 町災害対策本部

(1) 町災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、本庁第1会議室に設置する。本庁が被災により使用ができない場合は、災害の状況により支所若しくは最寄りの公共施設に設置する。

(2) 町災害対策本部設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置または廃止したときは、本部統括班は防災関係機関にその旨を通知する。

(3) 指揮

町災害対策本部の設置及び指揮は、本部長（町長）の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、本部長があらかじめ順位を定めて指名した者にその権限を委任する。

2 町災害対策連絡部

(1) 災害対策連絡部の設置場所

災害対策連絡部は、町民生活課に設置する。

(2) 指揮の権限

災害対策連絡部の設置及び指揮は、部長（副町長）の権限により行われるが、部長の判断を仰ぐことができない場合は、部長があらかじめ順位を定めて指名した者にその権限を委任する。

(3) 町災害対策本部への移行

部長（副町長）は、災害が拡大したとき、または拡大のおそれがあるときは、町長の判断を仰ぎ災害対策本部へ移行を行う。

3 町災害対策警戒部

(1) 災害対策警戒部の設置場所

災害対策警戒部は、町民生活課に設置する。

(2) 指揮の権限

町災害対策警戒部の設置及び指揮は、部長（副町長）の権限により行われるが、部長の判断を仰ぐことができない場合は、部長があらかじめ順位を定めて指名した者にその権限を委任する。

(3) 町災害対策連絡部への移行

部長（副町長）は、災害が拡大したとき、または拡大のおそれがあるときは、町長の判断を仰ぎ、災害対策本部へ移行を行う。

町災害対策本部等の権限の委任

区分	町災害対策本部	町災害対策連絡部	町災害対策警戒部
第1位	副町長	町民生活課長	町民生活課長
第2位	町民生活課長	総務課長	総務課長
第3位	総務課長	健康推進課長	健康推進課長
第4位	健康推進課長	農林課長	農林課長
第5位	農林課長	建設課長	建設課長

4 災害対策本部機能の代替

災害発生時に庁舎に被害があった場合など、本部の設置が困難な場合、次の代替施設を指定する。

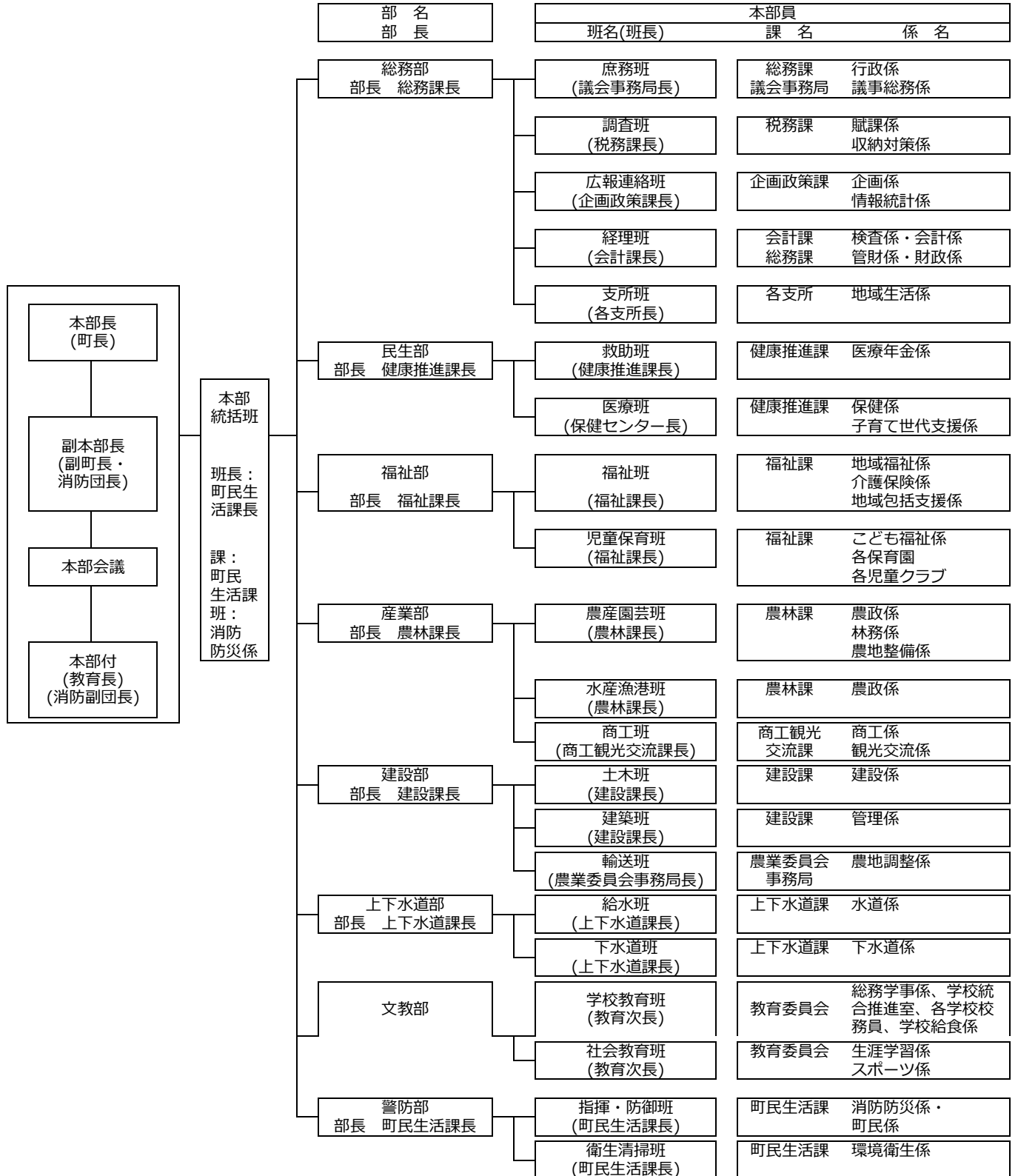
なお、通信の確保、本部会議等の開催が可能な施設を優先的に選定する。

区分	町災害対策本部	町災害対策連絡部	町災害対策警戒部
設置場所	本庁第1会議室	町民生活課	町民生活課
代替施設	各地域拠点センター	各地域拠点センター 会議室等	各地域拠点センター 会議室等

第5 災害対策本部の構成

災害対策本部の組織図、事務分掌は、次のとおりである。

三種町災害対策本部組織図



第6 災害対策本部の各部・各班等の業務分掌

事務分掌

部	班	業務内容
	本部 統括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び閉鎖に関する事 2 本部の庶務及び本部会議に関する事 3 本部長の指示命令等の伝達に関する事 4 各部・班との連絡調整に関する事 5 防災会議、県及びその他関係機関との連絡に関する事 6 気象予警報等、災害情報の収集、伝達に関する事 7 警報並びに指令等の一般住民への伝達に関する事 8 避難等の指示、命令の発令に関する事 9 自衛隊派遣や広域応援の要請依頼、受入及び到着後の対応に関する事 10 消防応援要請に関する事 11 警戒区域の指定に関する事 12 ヘリポートの設置、運営に関する事 13 被災者の救出並びに行方不明者の捜索に関する事 14 被災現場の情報収集に関する事 15 災害の総括に関する事 16 応援、受援に関する総合調整 17 災害応急対策の立案に関する事
総務部	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 動員及び非常招集に関する事 2 県知事及び他市町村に対する応援要請に関する事 3 行方不明者の受付、受付窓口の開設に関する事 4 関係機関、団体、自主防災組織等の連絡調整に関する事 5 緊急通行車両証明書の交付に関する事 6 応急公用負担に関する事 7 住民の要請及び陳情に関する事 8 職員の安否確認に関する事 9 本部関係者の食事の手配に関する事 10 議会、議員との連絡調整に関する事 11 その他庶務全般に関する事
	調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況調査確認に関する事 2 被害者の調査把握に関する事 3 危険区域の調査に関する事 4 災害の記録及び被害報告の作成に関する事 5 罹災証明の発行に関する事 6 町税等の延期及び減免に関する事 7 災害区域における被災した土地・家屋等及び所有者の確認に関する事

部	班	業 務 内 容
		8 罹災した土地・家屋等の確認に関すること 9 その他被害調査全般に関すること
総務部	広報 連絡班	1 避難指令等及び避難場所、救護所等の周知に関すること 2 災害の記録写真に関すること 3 報道機関との連絡に関すること 4 災害広報に関すること 5 通信確保に関すること 6 緊急情報のホームページの開設に関すること 7 自治会長等からの情報収集、住民の安否確認に関すること 8 その他連絡全般に関すること
	経理班	1 災害に伴う予算経理に関すること 2 義援金品に関すること 3 補助、金融に関すること 4 物件の損害補償に関すること 5 調達物資の収納、保管及び配分に関すること 6 災害時における町有物件の管理に関すること 7 派遣を受けた職員の経費負担に関すること 8 公用車の管理、輸送車両の調達に関すること 9 その他経理全般に関すること
	支所班	1 班内の庶務及び協力調整に関すること 2 災害情報の収集及び所管施設の被害調査に関すること 3 他の班の支援に関すること 4 避難所の設置に関すること 5 その他支所全般に関すること
民生部	救助班	1 避難所の設置に関すること 2 避難者の名簿の作成に関すること 3 生活必需品の調達に関すること 4 救援物資の保管管理、分配に関すること 5 避難所外避難者への生活支援に関すること 6 避難所での感染症予防対策に関すること 7 その他救助全般に関すること
	医療班	1 現地医療班を編成すること 2 救護所の開設に関すること 3 医療器具並びに医療品の調達配分に関すること 4 傷病者の医療処置に関すること 5 感染症患者の収容に関すること 6 検疫に関すること 7 遺体の検案に関すること

部	班	業 務 内 容
		8 協力医療機関との連絡調整に関すること 9 感染症予防及び指導に関すること 10 その他医療全般に関すること
福祉部	福祉班	1 福祉避難所の設置、協定締結に関すること 2 避難行動要支援者の安全確保、安否確認に関すること 3 炊出しその他食料並びに救助物資の給貸与に関すること 4 調味料その他の副食物調達に関すること 5 被災者の生活相談、援護に関すること 6 災害ボランティアに関すること 7 その他福祉全般に関すること
	児童 保育班	1 保育園及び児童クラブ(以下「保育施設」という。)の被害調査に関するこ と 2 保育施設の保全及び復旧に関すること 3 利用児童の避難及び救護に関すること 4 臨時施設の開設及び応急保育に関すること 5 保健衛生及び給食施設の保全措置に関すること 6 保育施設に対する集団避難の受け入れ対策に関すること 7 その他災害時における保育施設の運営全般に関すること
産業部	農産 園芸班	1 農地及び農地用施設の応急対策並びに被害調査に関すること 2 農作物の応急対策並びに被害調査に関すること 3 農薬・肥料及び家畜飼料の確保、斡旋に関すること 4 家畜伝染予防対策並びに施設の復旧に関すること 5 応急用米穀、そ菜の調達、斡旋に関すること 6 農林畜産関係の補助、融資、起債等に関すること 7 農産物及び畜産罹災証明に関すること 8 その他農産園芸全般に関すること
	水産 漁港班	1 水産物及び施設の応急対策並びに被害調査に関すること 2 その他水産全般に関すること
	商工班	1 商工業関係の被害調査に関すること 2 災害対策に要する資材、物資の把握及び調達に関すること 3 金融に関する調査及び対策に関すること 4 物資流通並びに物価安定対策に関すること 5 非常用電源の確保、資機材の調達に関すること 6 帰宅困難者の避難支援、交通機関との連絡調整に関すること 7 電気関係機関並びに業者の協力に関すること 8 その他商工全般に関すること
建設部	土木班	1 道路の啓開及び人命救助のための障害物の除去に関すること 2 土木災害の応急及び復旧対策に関すること

部	班	業 務 内 容
建設部		3 土木被害調査に関すること
		4 土木技術者及び従事者の確保に関すること
		5 道路交通の確保及び通行不能箇所等の表示に関すること
		6 孤立化防止対策（防災連携）に関すること
	土木班	7 その他土木全般に関すること
	建築班	1 避難所及び救護所の建設、補修に関すること 2 町有建築物並びに施設、設備の応急復旧対策に関すること 3 応急仮設住宅の建設並びに住宅応急修理に関すること 4 建設技術者及び従事者の確保に関すること 5 住宅建設の融資に関すること 6 建築物の被害調査に関すること 7 建築物の罹災証明に関すること 8 その他建築全般に関すること
	輸送班	1 避難者及び傷病者の輸送に関すること 2 災害活動従事者及び医療従事者の輸送に関すること 3 遺体の搬送に関すること 4 救援物資の輸送に関すること 5 応急及び復旧のための資機材の輸送に関すること 6 避難者の民間バス・鉄道輸送の確保に関すること 7 その他輸送に関すること
上下水道部	給水班	1 飲料水の確保及び供給に関すること 2 給水車両の調達に関すること 3 水道施設の被害調査に関すること 4 水道施設の応急及び復旧対策に関すること 5 水道施設技術者及び従事者の確保に関すること 6 被災地の水道施設の衛生維持に関すること 7 その他給水、水道施設全般に関すること
	下水道班	1 下水道施設の被害調査に関すること 2 下水道施設、設備の応急復旧対策に関すること 3 下水道技術者及び従事者の確保に関すること 4 仮設トイレの設置に関すること
文教部	学校教育班	1 町立学校施設の被害調査に関すること 2 町立学校施設の保全及び復旧に関すること 3 被災児童生徒の避難及び救護に関すること 4 臨時校舎の開設及び応急教育に関すること 5 保健衛生及び学校給食施設の保全措置に関すること 6 教科書及び学用品の調達、配分に関すること 7 学校施設に対する集団避難の受け入れ対策に関すること

部	班	業 務 内 容
		8 その他災害時における学校教育全般に関すること
	社会教育班	1 社会教育施設及び文化財の被害調査に関すること 2 社会教育施設及び文化財の保全、復旧措置に関すること 3 社会教育施設に対する集団避難の受け入れ対策に関すること 4 その他災害時における社会教育全般に関すること
警防部	指揮防 御班	1 第一次動員及びその訓練計画に関すること 2 消防部隊の指揮運用に関すること 3 災害現場の連絡調整に関すること 4 その他警防活動全般に関すること 5 災害の予防、警戒並びに防御に関すること 6 避難誘導に関すること 7 警防資機材の整備点検、調達及び輸送に関すること 8 被害調査に関すること（他部に属するものを除く） 9 行方不明者の搜索、調査に関すること 10 被害原因の調査に関すること
	衛生 清掃班	1 衛生施設の被害調査及び被害対策に関すること 2 清掃施設の被害調査及び復旧に関すること 3 被災地及び避難所等の防疫に関すること 4 防疫器材及び薬品の調達に関すること 5 遺体処理に関すること 6 埋火葬及び慰霊に関すること 7 へい獣処理に関すること 8 被災地の清掃に関すること 9 被災地のし尿処理（仮設トイレ）に関すること 10 廃棄物処理に関すること 11 清掃用車両及び従事者の確保に関すること 12 その他衛生・清掃全般に関すること

第7 本省会議

本部長（町長）は、災害応急対策に必要な指示、総合調整を行うために本省会議を招集する。

本省会議の概要は次のとおりとする。

構 成	本部長、副本部長、本部付、本部員
報 告	1 気象情報及び災害情報 2 配備体制 3 各部の措置
協 議	1 応急対策の指示 2 各対策部門に対する応援要請の要否

	3 他市町村に対する応援要請の要否 4 自衛隊派遣要請依頼の要否 5 避難指示等の決定 6 避難所等の開設の決定 7 被害状況視察隊編成の決定 8 その他重要事項の決定
--	---

第8 複合災害発生時の体制等

複合災害が発生した場合は、対策本部の統合、事務局体制の強化等により、災害対応力の強化に努めるものとする。

また、災害対応に当たる要員や資機材等について、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努める。

第9 国及び他都道府県との連絡体制

1 県における災害連絡室の設置

県では、北海道及び東北（新潟県を含む）各道県の地域において大規模災害が発生し「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく支援を行う時、総合防災課長は「災害連絡室」を設置し、被災道県との連絡体制を確保する。

また、北海道及び東北（新潟県を含む）各県を除く都府県において大規模災害が発生した場合においても、これと同様とし、さらに、総務省の「応急対策職員派遣制度」等により、国から支援要請があった場合においても、直ちに必要な支援態勢をとるものとする。

2 非常災害現地対策本部との連携

県では、国の「非常災害現地対策本部」が設置される時は当該設置場所について便宜を図る。

また、県の「災害対策本部」は国の「非常災害現地対策本部」と連帯して対策に当たるものとする。

第9節 職員の動員・派遣計画

(町、各部、総務部)

第1 職員の動員

災害から住民の生命・身体及び財産を守るため、町職員は災害発生時において、所掌業務の被害の把握と応急復旧対策に従事しなければならない。

職員の動員基準等は本節第2に、動員職員の指定は本節第3によるものとする。

なお、動員職員に指定されていない職員においても、自ら積極的に災害情報を収集し、災害対策本部等に報告する責務を有するものとする。

第2 職員の動員

1 動員の基準

動員の基準は次に示す表による。

2 動員の指名

- (1) 動員数は、災害の種類、規模により適宜増減する。
- (2) 動員の原則は全職員を対象とするが、次の同院基準に基づき必要とする要因を指名する。
- (3) 指名にあたっては、勤務地と居住地との距離、交通手段、登庁の為の所要時間等について留意する。

動員基準

区 分		災 害 对 策 本 部 所 属	災 害 对 策 警 戒 部	災 害 对 策 連 絡 部	災 害 对 策 本 部	
			第 1 配 置	第 2 配 置	第 3 配 置	
町長		本部長			○	
副町長		副本部長	○	○	○	
教育長		本部付			○	
本 庁	総務課	課長	○	○	○	
		課長補佐		○	○	
		行政係	(庶務班)			●
		財政係・管財係	(経理班)			●
	企画政策課	課長		○	○	○
		課長補佐	総務部		○	○
		企画係	(広報連絡班)			●
		情報統計係				●
	税務課	課長			○	○
		課長補佐	総務部		○	○
		賦課係	(調査班)			●
		収納対策係				●
	会計課	課長			○	○
		課長補佐	総務部		○	○
		会計係	(経理班)			●
		検査係				●
	健康推進課	課長		○	○	○
		課長補佐	民生部		○	○
		医療年金係	(救助班)			●
		保健係				●
		子育て世代支援係	(医療班)			●
	福祉課	課長		○	○	○
		課長補佐	福祉部		○	○
		地域福祉係	(福祉班)			●
		介護保険係				●
		地域包括支援係				●
こども福祉係					●	
各保育園・各児童クラブ		(児童保育班)			●	
農林課	課長	産業部	○	○	○	
	課長補佐			○	○	
	農政係	(農業園芸班)			●	
		(水産漁港班)			●	
	林務係				●	
	(農産園芸班)			●		
	農地整備係				●	

区分		災害対策本部所属	災害対策警戒部	災害対策連絡部	災害対策本部	
			第1配置	第2配置	第3配置	
本 庁	商工観光交流課	課長		○	◎	
		課長補佐	産業部 (商工班)	○	○	
		商工係			●	
		観光交流係			●	
	建設課	課長		◎	◎	◎
		課長補佐	建設部 (建築班) (土木班)	○	○	
		管理係			●	
		建設係			●	
	上下水道課	課長		上下水道部 (給水班) (下水道班)	◎	◎
		課長補佐	○		○	
		水道係			●	
		下水道係			●	
	町民生活課	課長	本部統括班	◎	◎	◎
		課長補佐	警防部	○	○	○
		町民係	警防部			●
		消防防災係	(指揮防御班)	●	●	●
		環境衛生係	(衛生清掃班)			●
	議会議務局	事務局長	総務部		○	◎
		議事総務係	(庶務班)			●
	農業委員会事務局	事務局長	建設部		○	◎
		農地調整係	(輸送班)			●
	教育委員会	教育次長	文教部	◎	◎	◎
		次長補佐		○	○	
		総務学事係	(学校教育班)			●
		学校統合推進室	(学校教育班)			●
		生涯学習係	(社会教育班)			●
		スポーツ係				●
		学校給食係	(学校教育班)			●
各支所	支所	支所長	◎	◎	◎	
		支所長補佐		○	○	
		地域生活係			●	

(凡例) ◎：災害対策本部各部の課長、○：課長、課長補佐等及び係長以上、●：全員
 [備考] 上記以外の職員は、課長等の指示により出勤すること。

第3 動員指示の伝達系統

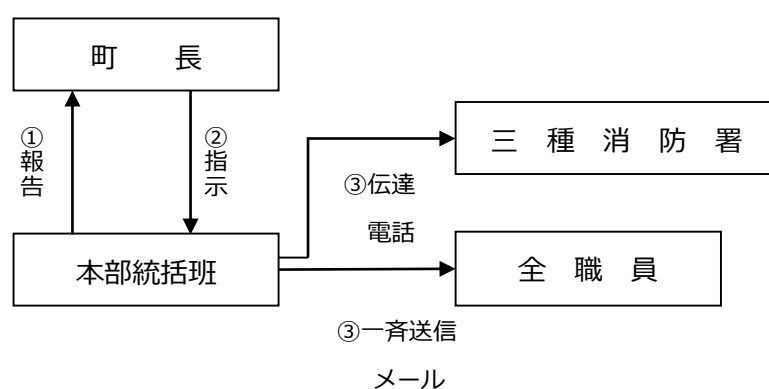
1 職員の初動体制

初動期の迅速かつ的確な防災対策を実施するため、職員の参集や緊急初動対応を定めた「災害時職員初動マニュアル」等を活用し、休日・夜間等への災害対応を想定し、次の伝達系統に従い、初動体制を確立する。

2 動員指示の伝達系統

(1) 伝達系統

動員指示の伝達系統は、次のとおりとする。ただし、職員は勤務時間外等に災害が発生し、または発生するおそれのあることを知った時(例えば、警報等の発表)は、動員の指示を待たずに自らの判断により登庁する。また、動員伝達者及び動員要員に指定されている者は、常にその所在を明らかにしておく。



(2) 勤務時間外の参集（休日・夜間）

ア 職員の動員は「動員基準」及び「動員伝達系統」に基づき通知するが、勤務時間外、休日等において災害が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは、動員通報を待たずに自らの判断により登庁する。

イ 動員伝達者及び動員要員に指定されている者は、常にその所在を明らかにしておく。

ウ 動員対象から除外する職員

- ① 病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者
- ② その他各部長が認める者

エ 被害が甚大と想定される場合

通信が途絶し、被害情報等が把握できない場合、速やかに災害対策本部並びに住民の避難支援や初動活動を行うために、「総合支所」に参集場所を定める。

なお、その際には周囲の状況をよく観察し、参集後報告を行う。

第4 従事命令等

1 応急措置事項

町長は町内に災害が発生した場合において、次の応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発する。

- (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育
- (2) 施設及び設備の応急復旧
- (3) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (5) 緊急輸送の確保
- (6) 災害発生の防御又は拡大防止

2 災害対応従事者の安全確保

町は、消防団員・職員等の避難誘導や防災対応にあたる者の安全確保を前提とした上で、避難行動要支援者及び支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

- (1) 洪水注意報・警報等が発表された場合、防災無線等により伝達する。
- (2) 災害対応従事者の安全確保のための伝達・指令を行う。
 - ア 津波・洪水警報発表時には、安全確保を優先する。
 - イ 津波・洪水氾濫の危険性がある場合には、必ず安全な場所に移動する。
 - ウ 災害対応従事者は、常に無線機を携行し、本部との連絡を密にして、身の安全を確保する。

3 手続き等

従事命令、協力命令及び保管命令等が発するとき、公用令書を交付して行わなければならない。

第5 応援要請等

第2編第2章第2節「広域応援計画」により応援要請等を行う。

第6 職員の派遣

1 派遣の要請及びあつせん

- (1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。
- (2) 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。
- (3) 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。
- (4) 町長は、その権限に属する事務の管理及び執行のため、特に必要があると認めるときは、

他の市町村長及び知事に対し、当該市町村及び県の職員の派遣を求めることができる。

2 派遣要請手続

派遣要請は文書をもって行う。

3 派遣要請の内容

- (1) 派遣要請の理由
- (2) 派遣要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

4 身分取扱い等

- (1) 派遣先に分属され、派遣先の身分と併任される。
- (2) 派遣される職員の分限、懲戒処分等は派遣元で行う。
- (3) 給料・諸手当等は派遣元が負担し、派遣先の職務に従事したことに対する対価としての性格の強いものは派遣先で負担する。

第7 応急措置の代行

災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、町長が実施すべき事務について、知事が次の応急措置を代行する。

- 1 警戒区域を設定するとともに同地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止、又は同地域からの退去を命ずる。
- 2 他人の土地・建物その他の工作物等の一時使用、若しくは収用する。
- 3 応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去する。
- 4 現場にある者を応急措置の業務に従事させる。

第8 体制の整備

町、県及びライフライン事業者は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に対応できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備に努めるものとする。

また、併せて、県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設企業の担い手の確保・育成を支援するものとする。

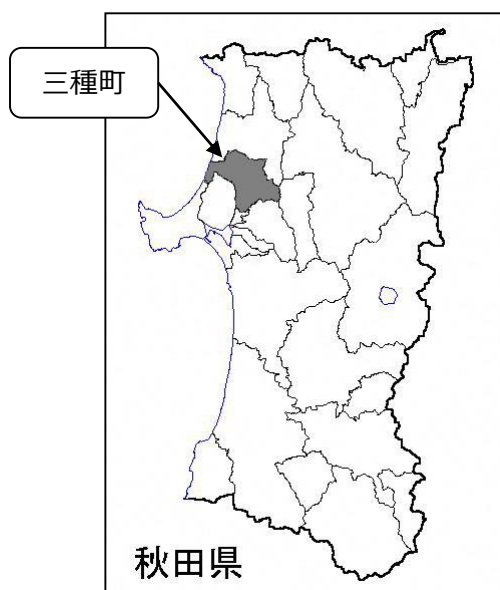
第10節 三種町の概況

第1 三種町の自然概況

1 位置及び地勢

本町は、秋田県の北西部に位置し、東は北秋田郡上小阿仁村、南は男鹿市、南秋田郡大潟村、八郎潟町、五城目町、西は日本海、北は能代市と接しており、東西が約30km、南北が約20kmである。

三種町位置図



第2 地勢

本町の中央には房住山(標高409.2m)に源を発する三種川が流れ、八郎湖へと注いでおり、東部の丘陵地から西部の平坦地までゆるやかに傾斜した地勢となっている。

気候は、四季の移り変わりが明瞭で、対馬暖流の影響により年間の平均気温は10℃前後と温暖であるが、冬は低温で日本海側特有の北西に強い季節風が吹き、降雪日数は40～50日で、積雪は平野部がおおよそ10～50cm、山間部では100cm以上になる。

集落は、国道7号線、国道101号線及び三種川とこれの支流に沿って散在している。

第3 地質

本町八竜地域は、西側の海沿いに第四紀完新世の細～粗粒砂に礫を伴う砂丘堆積物が北に隣接する能代市から南に隣接する男鹿市まで連続して分布している。これより国道7号線近辺までには、第四紀更新世後期の潟西層が広範囲にわたって下位層の第三紀鮮新世後期～更新世前期の天徳寺層を不整合に被覆して分布し、主として砂・泥及び礫からなり、潟西段丘を形成している。

また鶴川川の西側は、潟西層を第四紀更新世後期の古期砂丘堆積物が被覆し分布し、本層は主として、泥及び礫を含む砂からなり、潟西層の不整合の下に、開析された小沢部で中新世後期～鮮新世前期の船川層（主として黒色泥岩）及び天徳寺層（主としてシルト岩）が露出している。三種町琴丘地域は、第三紀層の泥岩等からなり、固結度の低い軟質な地質を反映して谷密度が低く、起伏量の小さい丘陵地の地貌を呈している。地区の西端部は、八郎湖に注いでいる小河川を中心に砂、砂礫の多い第四紀沖積層の小平野を形成している。

三種町山本地域は、地域の西側に及び三種川流域に砂、砂礫の多い第四紀沖積層、一段と標高の高い台地は、砂礫及び比較的硬い粘性度による第四紀洪積層から成っており、第四紀層の基盤には、第三紀中新世の堆積物である女川層、船川層、天徳寺層等の泥岩が伏在する。また、山地である東側地域は、洪積層の基盤岩と同様の泥岩を主とする第三紀層から成っている。

第4 気象

気候については、地形上日本海気候に属し、4月から9月にかけて南東の風が多く穏やかな日が続き、冬季は北または北西の季節風が強い。年平均気温は11.1℃前後であるが、過去30年間（気象庁：能代観測所1991年～2020年）の内の年平均気温は11.5℃、最高気温38.3℃、最低気温は-12.4℃を記録している。

降雨量は年間1,500mm程度で、季節的には春季に少なく秋季に多い、降雪は11月下旬から3月中旬頃までであり、雪深は70cmから90cm程度で、全般的には風水害による自然災害は少ない。

第5 地震と災害

本町及び周辺には次表に掲げる活断層があり、これら活断層の活動性については、未だ多くが解明されていないが、これら断層は陸地と海底にあり、大きく動いた場合は、大地震、津波等が発生されることが予測される。また、地震の規模が小さい場合でも震源が近いことから被害が大きくなることも予測される。

三種町周辺の主な活断層一覧

地域名	断層名	確実度	活動度	長さ (km)
能代平野	高野野断層	I	B	1.5
	小手菰断層	I	B	6.0
	北能代断層	Ⅲ	B	4.2
	能代断層	I	A～B	22.0
五城目町～潟上市	北口断層	Ⅱ	不明	8.5
男鹿半島	申川断層	I	B	5.5
	湯本断層	I	B	2.0

（新編「日本の活断層」1991より）

第11節 町の社会的、経済的状況

1 人口動態

本町の人口（国勢調査）は、平成22年に18,876人だったが、10年後の令和2年には15,254人に減少している。これは、出生率の低下や若年層の流出によるものが主な原因であり、この傾向は現在も続いている。

人口構成については、64歳以下の人口は減少している反面、65歳以上の高齢者人口は増加しており、高齢化が進行していることがうかがえる。

一方、世帯数は、平成22年に6,289世帯であり、10年後の令和2年には5,740世帯と減少の状況となっており、1世帯当たりの構成人員も、平成22年が3.00人で令和2年が2.66人であることから、核家族化や単身高齢者の増加が想定される。

人口の推移

（単位：人、％）

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	23,346	22,112	20,438	18,876	17,076	15,254
0～14歳	3,602	2,950	2,355	1,811	1,453	1,167
構成比	15.4	13.3	11.5	9.6	8.5	7.6
15～64歳	14,724	13,226	11,842	10,529	8,857	7,152
構成比	63.1	59.8	57.9	55.8	51.9	46.9
65歳以上	5,020	5,936	6,241	6,536	6,766	6,935
構成比	21.5	26.9	30.5	34.6	39.6	45.5

世帯数の推移

（単位：世帯、人）

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	6,339	6,443	6,358	6,289	6,010	5,740
1世帯あたりの 構成人員	3.68	3.43	3.21	3.00	2.84	2.66

※国勢調査より

2 産業構造

本町の就業者数（国勢調査）は、平成12年に11,332人だったが、10年後の平成22年には8,912人に減少している。産業別構成比をみると、第1次産業・第2次産業ともに減少しており、第3次産業は増加傾向となっている。これは、第1次産業及び第2次産業から第3次産業へ就業移動されたと考えられ、本町においても、産業構造が変化してきている。

産業別人口の推移

（単位：人、％）

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
合計	12,641	12,205	11,332	10,233	8,906	8,266
第1次産業 (農・林・漁業)	3,872	2,911	2,418	2,271	1,828	1,665
構成比	30.6	23.8	21.4	22.2	20.5	20.1
第2次産業 (鉱・建設・製造業)	4,224	4,430	3,857	3,033	2,338	2,120
構成比	33.4	36.3	34.0	29.6	26.2	25.7
第3次産業 (商・サービス業他)	4,545	4,864	5,057	4,929	4,740	4,481
構成比	36.0	39.9	44.6	48.2	53.2	54.2

※国勢調査より

3 土地利用の現況

本町の面積は、247.99km²を有し、その利用状況は農用地が58.80km²、山林・原野137.64km²、宅地等が6.84km²、その他が44.71km²となっている。

4 危険物施設の増加

社会生活の利便性の向上と相まって、ガソリン、石油等の利用頻度が多い施設が増加してきている。

5 車両の増加

本町の車両台数は、今後増加すると予測されることから、交通環境は年々悪化することが懸念される。

第12節 災害想定

本町の場合、地理的、気象的条件のほか、数年に一度は豪雨、豪雪、台風、洪水、竜巻、地震等の大災害に見舞われている。このことから、この計画の作成にあたっては、自然条件及び社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案のうえ、発生しうる次の災害を想定する。

- 1 台風、竜巻等の突風
- 2 高潮
- 3 大雨、洪水等の豪雨
- 4 土石流、地すべり、がけ崩れ等土砂災害
- 5 大雪、融雪等雪害
- 6 地震、大規模な火災
- 7 津波
- 8 危険物の漏洩、流出、爆発等

第1 竜巻災害について

1 竜巻

竜巻は、発達した積乱雲に伴って発生し、前兆現象として、厚く黒い雲、雷、大粒で強い雨、ひょう、冷たい風等急激な気象変動が発生する。積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、ろうと状、または柱状の雲を伴う。直径は、数十～数百mで、数kmに渡って移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。

年間を通じて、台風シーズンである9月に最も多く、夜間よりも日中の方が多い。地理的には平野部や沿岸域が多く、いつでもどこでも発生する。

(1) 竜巻の気象情報

竜巻に関する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。

気象庁から発表される「竜巻注意情報」があり、これを補完する詳細な情報は「竜巻発生確度ナウキャスト」が利用できる。

(2) 観測精度の向上

竜巻は、台風等に比べると非常に規模が小さく、まれにしか発生しないという竜巻の特性のため、予測が難しく、観測や目視による補足精度も低い。そのため、気象情報と合わせて、空の模様を眺めるなど、竜巻発生の前兆現象を実際に確認することなどが必要となる。

(3) 竜巻災害への備え

これまで竜巻災害に関する情報は、災害経験や発生頻度からも住民に十分に理解されていなかった。

竜巻の発生現象や規模、回避の方法などの竜巻から身を守る方法については、まずは竜巻に関する知識、気象情報の入手や退避の方法、日頃からの備えなど竜巻に関する知識を習得し、竜巻の発生に備えておく必要がある。